

東京都「スタートアップによる事業提案制度」における留意事項

1 全体に関する事項

提案にあたっては、本留意事項の内容について、了承したものとさせていただきます。
また、本留意事項の他に、個別のテーマに応じて内容が追加される場合があります。

2 提案を提出できる主体

- ・個人からの提案は、本制度の対象外となります。
- ・提案者（提案に関係する者を含む）及び提案内容が、次に該当する場合は、提案を受け付けないものとします。また、協議・調整・実施にあたり、次に該当する事実が判明した場合には、提案の検討等を中止するものとします。

（１）提案者から除外する者

次のいずれかに該当する者（該当する者と関係する者も含む）は、提案者となることができません。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止を受けている者

ウ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項に基づく排除措置を受けている者

エ 経営不振の状態（会社更生法第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てがなされたとき、民事再生法第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき又は手形若しくは小切手が不渡りになったとき等。ただし、都が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にある者

オ 直近 1 年間の都税、法人税、消費税等を滞納している者

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体に所属している者又は関与している者

キ 公序良俗に反する事業を行う等、東京都が支援することが適さないと判断した者

（２）提案対象から除外するもの

次のアからキまでのいずれかに該当すると認められるものは、提案対象から除外します。

ア 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの

イ 現金給付を目的とするもの

ウ 公序良俗に反するもの

エ 提案者の要件を満たさない者が提案したもの

オ 都の施策として既に存在していると認められるもの

カ 事業実施が不可能なもの

キ その他、提案としてふさわしくないもの

3 提案にあたっての要件

提案にあたっては、本制度の目的や効果を満たしている必要があります。基本的事項については以下のとおりです。

- ・ 質の高い行政サービスの提供、社会的課題・地域課題の解決、歳出の削減、歳入の増加、事務の改善・効率化、豊かな都民生活の実現、将来に向けての価値創造、スタートアップの技術・発想を生かすものであること等、都が抱える課題の解決に資する提案であること
- ・ 提案の事業が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される契約の対象とならないこと

4 提案の取扱い・公表等

- （1）提案は、内容や協議・調整の結果によっては、実現できない場合があります。
- （2）提案及びその協議・調整にかかる費用は、提案者において御負担ください。
- （3）提案は、東京都のホームページ又は庁内イントラネットに、以下のア、イについて公表をする場合があります。
 - ア 提案時：提案のタイトル
 - イ 提案の実現後：提案者、具体的内容等
- （4）提案（内容及び企画書等の資料など）は、実現に向けた調整を行うに当たって必要な範囲で、庁内の各関連部署及び調整に必要な諸機関に、情報の公開・提供を行うことがあります。
- （5）提案の提出から事業の実施までの間、都から提供のあった情報については、その秘密を保持の上、東京都からの承諾があった場合を除き、第三者への提供はできません。
- （6）本制度により保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）その他所要の規定に基づき、適切に処理します。